

気仙沼市結婚新生活支援補助金

気仙沼市は新婚世帯の応援として、結婚生活に関わる住居費や引越費用、リフォーム費用の補助をいたします。



補助対象世帯

♡♡ 婚姻日	令和3年4月1日から令和5年3月31日までに婚姻届を提出し受理されていること
♡♡ 年齢	婚姻日における年齢が 39歳以下 （夫婦のどちらか一方）であること
♡♡ 所得	所得証明書による夫婦の世帯所得が 410万円未満 であること ※所得とは、年収から「給与所得控除」や「必要経費」を差し引いた後の金額です。 ※夫婦どちらか一方または両方が離職し、申請日時点で無職の場合、離職した方は「所得なし」とみなします。 ※貸与型奨学金の返済を行っている場合は、当該奨学金の年間返済額を合計所得から控除します。
♡♡ その他	夫婦のどちらか一方が、過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと 気仙沼市の市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の未納がないこと

補助対象住宅

♡♡ 気仙沼市内にある住宅であること
♡♡ 申請時に夫婦のどちらか一方が住民登録している住宅であること
♡♡ 当該住宅の取得、賃貸、リフォーム等及び引越しに係る費用について、他の公的制度による補助金の交付を受けていないこと ※ただし、気仙沼市木造住宅耐震化工事助成事業補助金、介護保険制度による住宅改修費の給付、障害者日常生活用具給付事業による住宅改修費の給付は除きます。

補助対象経費

令和4年1月1日から令和5年3月31日までに支払った以下の経費が補助対象となります。

①住宅取得費用	住宅の購入費・工事請負費
②住宅賃借費用	住宅の賃借に係る家賃・敷金・礼金・共益費・仲介手数料 ※勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当相当額を控除します。
③引越費用	引越業者や運送業者へ支払った引越費用
④リフォーム費用	住宅のリフォーム(改修・修繕)費 ※夫婦又は夫婦の三親等以内の同居親族が所有する住宅の改修・修繕に限ります。 ※市内に本店を有する法人又は市内で事業を営む個人事業者が行った改修・修繕に限ります。

補助金額

①住宅取得費用 ②住宅賃借費用 ③引越費用	①・②・③の費用の合計額（1,000円未満切り捨て） (1)婚姻日が令和4年1月1日から令和5年3月31日まで、夫婦の合計所得400万円未満・夫婦ともに29歳以下… 補助上限額60万円 (2)それ以外の場合… 補助上限額30万円
④リフォーム費用	補助上限額 上限100万円 （1,000円未満切り捨て） 婚姻日が令和4年1月1日から令和5年3月31日まで、夫婦の合計所得が400万円未満かつ (1)夫婦ともに29歳以下の場合 …補助上限額のうち 60万円は補助率10/10、それを超える分は1/2 (2)夫婦ともに39歳以下の場合 …補助上限額のうち 30万円は補助率10/10、それを超える分は1/2 (3)上記以外の場合…補助上限額の 1/2

※中古住宅を購入して改修する場合は、①・③の費用と④の費用のどちらの補助金も申請できます。

※①～③と④を併用する場合、**補助上限額は合わせて100万円となります。**

申請受付期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

※期間内に受付を終了することがございますので、お早めに申請をお願いいたします。

申請から補助金交付までの流れ

1 必要書類の提出

下記の書類を提出してください。

共通	<input type="checkbox"/> 気仙沼市結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号） <input type="checkbox"/> 気仙沼市結婚新生活支援補助金交付申請書附表（様式第2号） <input type="checkbox"/> 婚姻届受理証明書又は婚姻の事実が記載された戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 補助対象住宅に住居登録している方の住民票謄本又は抄本 <input type="checkbox"/> 前年の所得証明書（夫婦2人分） ※申請日時点で前年の所得証明書が発行されていない場合は、前々年の所得証明書とします。 ※婚姻を機に離職し、申請日時点で無職の場合は、離職者の所得証明書に代えて離職票又は離職したことが分かる書類を提出して下さい。 <input type="checkbox"/> 気仙沼市の納税証明書（未納がないことの納税証明） <input type="checkbox"/> 貸与型奨学金の貸借契約書及び償還表の写し（現に貸与型奨学金の返済をしている場合）
住宅取得	<input type="checkbox"/> 住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し <input type="checkbox"/> 領収書の写し
住宅賃借	<input type="checkbox"/> 住宅の賃貸借契約書の写し <input type="checkbox"/> 領収書の写し <input type="checkbox"/> 住宅手当支給状況証明書（様式第3号）
引越し	<input type="checkbox"/> 領収書の写し
リフォーム	<input type="checkbox"/> 住宅の改修・修繕の内容と積算内容が確認できる見積書の写し <input type="checkbox"/> 領収書の写し <input type="checkbox"/> リフォーム前・リフォーム後の写真

※上記以外の書類の提出を求めることがあります。

※住宅取得費用・引越費用の補助金と住宅改修費用の補助金を同時に申請する場合、申請書（様式第1号）はそれぞれ提出してください。

2 交付決定通知

審査の結果を、「気仙沼市結婚新生活支援補助金交付決定通知書（様式第4号）」により通知いたします。

3 請求書の提出

通知書が届いたら、「気仙沼市結婚新生活支援補助金請求書（様式第7号）」に必要事項を記入し、提出してください。

※お振込み先の口座番号が分かる通帳等の写しも併せて提出をお願いいたします。

4 補助金の振り込み

請求書の内容を確認し、請求金額を申請書が指定する口座に振り込みます。

お問い合わせ先・申請書提出先

気仙沼市 震災復興・企画課 けせんぬま創生戦略室

〒988-8501 気仙沼市八日町一丁目1-1（市役所本庁舎2階）

電話：0226-22-6600（内線311） E-mail：kikaku@kesenuma.miyagi.jp